

(様式第 13号)

学 位 論 文 要 旨

氏名: 久保 雄生

題目: 不在地主による農地の所有実態と不在地主問題の解消に向けた農地管理手法の解明
(Farmland ownership by absentee landowners and elucidation of the method regarding farmland use)

本研究では、不在地主問題解決の糸口を見出すため、不在地主だけでなく、将来の不在地主となる可能性が高い他出子弟と彼らから農地の管理を託される農業者及び集落営農法人に注目した調査・分析を行った。

不在地主を対象とした調査からは、彼らの農地に対する意識及び農地管理の実態をもとに、集落内に縁者がいる者は、ある程度の帰省頻度があること、帰省頻度の高い不在地主ほど農地の活用意識が高いこと等を整理し、その中で、農地の継続的な活用意識を不在地主に持たせるためには、本人の意識及び耕作者の確保等農地利用に関わるだけでなく、帰省頻度や地域住民との関わり度合いにも留意すべきことを明らかにした。

しかし、不在地主による農地情報の継承意識が農業者に比べて低いことや、集落住民の不在地主に対する投げかけ・働きかけが双方向の意思疎通・課題の共有化に活かされていないなどの課題も明らかとなった。

これらの課題については、行政的支援として農業嘱託員制度の導入や県公社の機能拡充等の検討、不在地主情報の収集及び管理には、農村部の実質的な運営を担う自治組織や農地等調整能力を有する集落営農法人等組織の取組に対する支援など、幾つかの提案を行った。しかし、不在地主に対する聞き取り調査から、集落に対する執着度が低下し、集落行事等への参画頻度が減少する不在地主との関係修復は困難な事が明らかとなったため、不在地主に対しては、農業の側面ではなく、集落の維持・管理に対する支援者としての役割を課すことが現実的であり、農地問題は、現在の農業者の子弟を含め、彼等が他出する段階で自治会や農業、イエや農地等との関わり方を双方で決め、集落の維持・発展に寄与する人材としての意識付けを図ることで対処していく必要がある。

そこで本研究では、他出子弟にも注目し、徳地串地区からの他出子弟を対象とした分析を行った。このなかで、農地活用を他出子弟と協働して進めるためには、他出子弟が自らの属性や能力に応じた役割を果たすことが求められる。具体的には、イエの農作業補助や買い物・通院支援などの在村者支援のほか、農道・水路清掃作業、祭り・運動会などの集落行事の運営支援、これらへの参画が困難な者は、農産物の定期購入支援など、集落の活性化や農地保全に直接的・間接的に貢献する取組みへの参加が期待される。

一方、串地区側には、他出子弟に対して具体的な投げ掛けを行い、在村者及び他出子弟に係る情報の収集・活用を担う中立的な組織育成が不可欠だが、当地区では、住民の認知度も高く、市分館との連携による課題解決力のある「育てる会」がその役割を担うべきである。

しかし、「育てる会」は地区内の農地の利用調整機能を持たないため、「育てる会」がイエ（世帯員の年代や他出先など）や農地に係る情報を活動の中で収集・更新し、市分館や農業委員会による農地の利用調整に活かす方法や、「育てる会」体制内に農業委員や地区内の野菜出荷グループ及び主要な個人農業者を配し、農地の実践的な活用力を併せ持つ部門形成を進める方法を念頭においた組織づくりの検討が必要となる。

このように、不在地主化の可能性がある他出子弟に対しては、組織的な対処が求められるが、具体的な組織として本研究では集落営農法人を取り上げ、不在地主の所有分を含む農地の継続的な管理手法のひとつとしての検討を行った。

本分析からは、就業規則や給与規定等などの各保障の充実を期待する後継者の意識と、機械格納庫等の施設整備を優先的に進めてきた法人の実績との間に乖離があり、後継者が求める就業条件の整備は相対的に遅れていること、集落外出身者の受入れ増が見込まれるなかで労務環境だけでなく生活環境の整備に対する重要性が増すことを指摘した。

一方、法人の経営継承を考える際、後継者の法人定着（代表就任）が不可欠だが、後継者の代表就任意向を規定する要因は、後継者自身の会計処理力や後継者が法人に就業する時点で目標・ビジョンの有無など、法人就業前後の意識が将来の経営を担う人材形成に影響することが明らかとなった。

これは、法人にとっての経営理念が経営展開上重要なことと同じ様に、後継者の法人就業に対する考え方や日常業務における目的意識の醸成等が、後継者を育成する上で特に重要であることを示唆しており、今後、後継者の能力習得状況に応じて職務等の改善を図るキャリアパスの仕組みが集落営農法人内に必要となることを明らかにした。

このように、不在地主問題に対処するためには、不在地主や他出子弟がそれぞれに対して期待される役割を果たすとともに、農業の担い手が個人から集落営農等組織に移行するなかで、集落営農法人における後継者問題を解決することが不可欠であり、これらは、不在地主が所有する農地の継続的な管理を可能にするという観点からも重要な取組だといえる。